

令和7年度富山県ふぐ処理師試験受験案内

1 試験日時

令和7年11月4日（火）、11月11日（火）

（学科試験）

令和7年11月4日（火）午後2時から午後3時30分まで

（ふぐの種類鑑別、ふぐの処理、ふぐの内臓識別）

令和7年11月11日（火）午前10時から午後4時まで（※）

※受験番号によって、試験終了時刻は異なります。

2 試験会場

富山市婦中ふれあい館 大研修室、視聴覚室、調理室

（富山市婦中町砂子田1番地1）

3 試験科目及び時間

1日目（令和7年11月4日（火））

区 分	試 験 科 目	試験時間
学科試験	水産食品の衛生に関する知識 （食品衛生学、衛生法規）	午後2時から 午後3時30分
	ふぐに関する一般知識	

*受付時間：午後1時15分から午後1時45分まで

2日目（令和7年11月11日（火））

区 分	試 験 科 目	試験時間
実技試験	ふぐの種類鑑別 ふぐの処理、ふぐの内臓識別	午前10時 から午後4時

*受付時間：午前9時15分から午前9時45分まで

【学科試験】

（1）出題方式

ア 出題形式は、多肢択一式等の客観式問題とする。

イ 条例で定める用語はその定義で用い、また、ふぐの名称は標準和名を用いる。

（2）参考教材

受験願書受付時に配付する「ふぐ処理師必携」及び（公社）日本調理師会発行の「調理師教本」等を参考にすること。

【実技試験】

（1）ふぐの種類鑑別

ア ふぐ5種類について鑑別を行う。

イ 試験時間は3分とする。

(2) ふぐの処理（内臓識別を含む）

ア とらふぐ一匹を処理し、可食部位と不可食部位とに区別する。

イ 作業時間は25分とする。

ウ 注意事項

処理とは、可食部位・不可食部位の選別と、有毒不可食部位の除去及び有毒部位の適切な処置、並びに粘膜の除去、可食部位の洗浄、身欠きまでをいう。

なお、実技においては、軍手、指輪、ブレスレット類の着用を禁止する。

（ただし、ゴム手袋やビニール手袋の着用については禁止しません）

エ ふぐの内臓識別

解体した臓器を識別する。

内臓等については、「可食用バット」と「不可食用バット」に入れて、臓器の名称（卵巣、精巣、肝臓、腎臓、心臓、脾臓、胆のう、胃腸、粘膜、眼球・脳、えら）が記入されている名札の中からそれぞれ該当するものを選び、各臓器の上に置き、識別する。

4 受験願書受付期間

令和7年9月16日（火）から9月30日（火）まで（書類を持参する場合は、受付期間の午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。））

5 受験願書の提出先

(1) 電子申請の場合

富山県電子申請サービス（申請先：富山県）にて、手続き名「令和7年度富山県ふぐ処理師試験」を選択し、必要事項を入力してください。また、写真データ（出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの）を添付してください。

電子申請に係る詳しい受験申込み手続きについては、5～6ページを確認してください。

(2) 書類を持参する場合

ふぐ処理師試験受験願書【別添様式1】及び写真票【別添様式2】（出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼付）に必要事項を記載し、住所地ごとに以下の場所に提出してください。

ア 住所地が県内（富山市を除く。）の受験希望者は、住所地を管轄する各厚生センター又は各厚生センター支所

イ 住所地が富山市又は県外の受験希望者は、富山県厚生部生活衛生課

6 受験手数料

14,000 円

(1) 電子申請の場合は、オンライン支払（クレジットカードあるいはPay-easy による支払）により納付してください。

※ Pay-easy で利用できる金融機関は、富山県指定金融機関及び富山県収入代理金融機関です。県が指定していない金融機関のインターネットバンキングによるPay-easy 決済はできません。

※ 富山県指定金融機関及び富山県収入代理金融機関は、富山県ホームページ

(<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/zeikin/kj00002480.html>) にてご確認ください。

- (2) 書類を持参する場合は、受験願書に富山県収入証紙を貼付（消印はしないこと）してください。

ア 富山県収入証紙を取り扱う店舗の所在地及び連絡先は、富山県ホームページで確認することができます。

イ 通信販売等により入手する場合は入手に日数を要するため、十分に余裕をもって準備してください。

【通信販売が可能な売りさばき所(例)】 富山県庁内1階売店(電話 076-444-8423)

- (3) 受験手数料は、受験願書を受理した後はいかなる理由でも返還しません。

- (4) 他の支払い方法（現金、郵便為替等）は受け付けません。

7 合格者の発表

- (1) 期日：令和7年12月12日（金）午前9時

- (2) 場所：富山県庁正面掲示板及び富山県ホームページにおいて受験番号で発表します。

なお、合格者には、合格証を郵送します。

8 試験結果に係る情報の提供

受験者本人から口頭による請求があった場合、試験結果に係る内容を提供します。

- (1) 提供を行う内容

総合得点及び科目別得点

- (2) 請求をすることができる期間及び時間

令和7年12月12日（金）から令和8年1月13日（火）までの間（日曜日、土曜日、祝日及び令和7年12月29日（月）から令和8年1月3日（土）までの間を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (3) 請求をすることができる場所

富山県厚生部生活衛生課

- (4) 請求に必要な書類

受験票、運転免許証、健康保険証その他受験者本人であることを証明するもの

- (5) その他

請求を行うことができる者は、受験者本人に限ります。また、請求は直接口頭によるものとし、郵送、電話等によることはできません。

9 注意事項

- (1) 試験当日は、受験票を持参してください。また、試験1日目には筆記用具を、試験2日目には白衣（又は、清潔なことが確認できる調理専用の作業着等）、白帽（白三角巾等）、ふぐの処理に必要な包丁、ふきん、内履き（調理室用靴）を持参してください。

- (2) 試験日の1週間前までに受験票を受験者あてに送付します。令和7年10月28日（火）になっても受験票が届かない場合は、提出した厚生センター・支所又は生活衛生課へ連絡してください。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

- (3) 試験時間中（待機時間も含む）は、計算、辞書、検索、通信、撮影のいずれかの機能またはこれに類似する機能を有する電子機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等）の電源を入れることを禁止します。
- また、当該機器を時計として使用することも禁止しますので、時計を必要とする場合は、アラームなど音の出ないものをご持参ください。
- (4) 試験当日、悪天候の為、公共交通機関に乱れが生じることもありますので、余裕をもってお越しください。
- (5) その他
- ・ 自然災害や感染症等の流行により、試験の日時、場所等を変更する場合があります。試験日程等を変更する場合等には、事前に富山県ホームページ等でお知らせしますので、随時、ご確認ください。
 - ・ なお、延期等に伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負うことはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・ 欠席者向けの再試験は実施しません。

10 問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号
新川厚生センター	0765-52-1225
新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359
中部厚生センター	076-472-1234
高岡厚生センター	0766-26-8417
高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666
高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780
砺波厚生センター	0763-22-4507
砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070
富山県厚生部生活衛生課	076-444-3230

電子申請での受験申込み手続きについて

インターネットによる申込み（電子申請）には、次のものがが必要です。

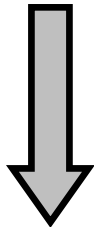
- ☐ パソコン又はスマートフォン等
- ☐ 受験者本人のメールアドレス
- ☐ 写真データ
- ☐ 受験手数料はオンライン支払（クレジットカード又はPay-easyによる支払）により納付してください。

<受験申込み手続きの流れ>

1 電子申請方法の確認

電子申請は、「富山県電子申請サービス」から行います。手順名「令和7年度富山県ふぐ処理師試験受験願書」を選択し、手順案内を確認してください。

<申請先の選択「富山県」→ キーワードで絞り込む「ふぐ処理師試験」と検索>



申込み手続きは
令和7年9月16日（火）から受付開始
スマートフォンの方はこちらから ⇒



2 申込み

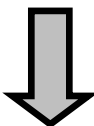
- ・ 「富山県電子申請サービス」で「令和7年度富山県ふぐ処理師試験受験願書」を選択し、「電子申請をする」ボタンをクリックしてください。
- ・ 利用者登録は任意です。利用者登録を行わなくても申請が可能です。
 - 利用者登録を行わない方：申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力し「ログインしないで申請する」ボタンをクリックしてください。入力されたメールアドレスに、「申請方法のお知らせ」メールが届きますので確認のうえ、「入力開始ページ」から申請してください。

富山県電子申請サービスからのメール件名：【電子申請】申請方法のお知らせ

- 利用者登録済の方：利用者IDとパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインしたうえで申請してください。
- ・ 手続きフォームにしたがって必要事項を入力し、写真データの添付を行ってください。
- ・ 入力内容を確認後、送信してください。申込み手続きが正常に行われていれば「申請受付」のお知らせメールが届きます。

富山県電子申請サービスからのメール件名：【電子申請】申請受付のお知らせ

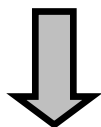
※「富山県電子申請サービス」の申請履歴からも確認することができます。申請状態が「受付中」になっていれば、正常に申込みができています。



試験事務局で申請内容を確認しますので、1～3日程度お待ちください。
申請内容に不備がないことを確認した後、手数料納付の案内メールを送付します。

富山県電子申請サービスからのメール件名：

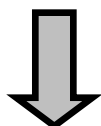
【電子申請】審査完了のお知らせ（料金納付のお願い）



3 手数料の支払い

- ・ 手数料納付の案内メールが届き次第、手数料 14,000 円をオンライン支払にて納付してください。（支払期限：令和7年10月7日（火）午後0時まで）
- ・ 納付が完了となれば「納付完了」のお知らせメールが届きます。

富山県電子申請サービスからのメール件名：【電子申請】納付完了のお知らせ



申込み手続き完了

<注意事項>

- ☐ 申請内容の訂正は、県生活衛生課へ連絡してください。申請内容の訂正等を目的とした申込みのやり直しはしないでください。
- ☐ 手続きフォームへの入力にあたり、入力できない外字等がある場合には県生活衛生課へ連絡してください。
- ☐ 写真データは、受験時の本人確認に使用します。顔がはっきりわかるように撮影された写真データを添付してください。写真が適切でないと判断した場合は、差替えをお願いする場合があります。また、画像編集ソフトで加工された画像などは、受付できない場合があります。
- ☐ 手数料の支払い期限は令和7年10月7日午後0時までです。支払期限までに納付されなかった場合は、試験を受けることはできません。手数料納付の案内メールが届きましたらお早めに納付ください。